

年金制度 来年4月改正で選択肢が増

知らなきや損する

退職後の生活設計を考える際にまず重要なのは、退職したら収入がどうなるのかをあらかじめ確認しておくことです。退職後の収入の中心は公的年金。公的年金は、2022年4月から改正される点が多く、年金の受け取り方法などで選択肢がさらに増えます。

例えば、①繰下げ受給の年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金額が1カ月ごとに0.7%増額になる。ただし繰下げを選択すると無年金期間は長くなる。繰下げは、国民年金と厚生年金の両方を行う選択肢以外に、どちらか一方を繰下げる選択肢や繰下げ期間分の年金を繰下げせず一括で受取ることもできる。②60歳からの繰上げ受給は、現在は1か月ごとに0.5%減額だが、改正で0.4%の減額になるため年金額は増額になる。③60歳から65歳未満に厚生年金の加入者で働く場合は、給与と年金額が調整される在職老齢年金の支給停止基準額が28万円から47万円になり、年金額は増額になる。④65歳以降に厚生年金の加入者で働いた際の年金額の改定は、現在は退職時が70歳だが、改正後は毎年1回改訂され、その都度年金額が増額されていく。⑤短時間労働者（週20時間以上）の厚生年金加入は原則従業員500人超の企業

シニアに関連する公的年金今後の改正

改正前	改正時期	改正後
繰下げ受給は70歳まで 1か月ごとに0.7%増額	2022年 4月	75歳までに引き上げ。 1か月ごとに0.7%増額
60歳からの繰上げ受給は、 1か月ごとに0.5%減額		繰上げ受給は、1か月ごとに 0.4%減額になる
65歳未満の在職老齢年金の 支給停止基準額は28万円		支給停止基準額が 47万円に引き上げ
65歳以上の在職者の 年金改定は退職時	2022年 10月	年金改定が毎年1回 改訂になり年金額は増額
短時間労働者の厚生年金等加入 は原則従業員が500人超の企業		従業員が100人超に。 2024年10月からは50人超に

だったが、100人超にかわる。厚生年金に加入すれば手取りは減るが年金額は増額する。というように、いつまでどのように働くか、年金をどのように受け取るかなど、どれを選ぶかによっては、退職後の収入が変わります。

雇用保険でも65歳以上は「高年齢被保険者」として、労働時間などの条件などに該当すれば加入ができて、加入すれば失業手当が支給されます。雇用保険も改正があります。さらに、収入が増えれば、一方で税金や健康保険料の負担が増え、手取りが減少することも起こりえます。今回は、退職後の雇用保険と税金や健康保険料などについて説明したいと思います。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイアードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン